

平成 23 年度

冬期道路交通確保除雪計画書



上 越 市



## 目 次

1	除雪基本方針	1
2	体制	1
3	除雪実施計画	2
4	消融雪施設	8
5	雪捨場	9
6	市民への情報提供と協力依頼	9
7	関係機関との連携	10
8	共助による地域除雪の支援	10

## 1 除雪基本方針

当市は、県内でも屈指の豪雪地域であり、1961（昭和 36）年の豪雪を契機に制定された豪雪地帯対策特別措置法により、市内全域が豪雪地帯に、さらにほぼ全域が特別豪雪地帯に指定されています。

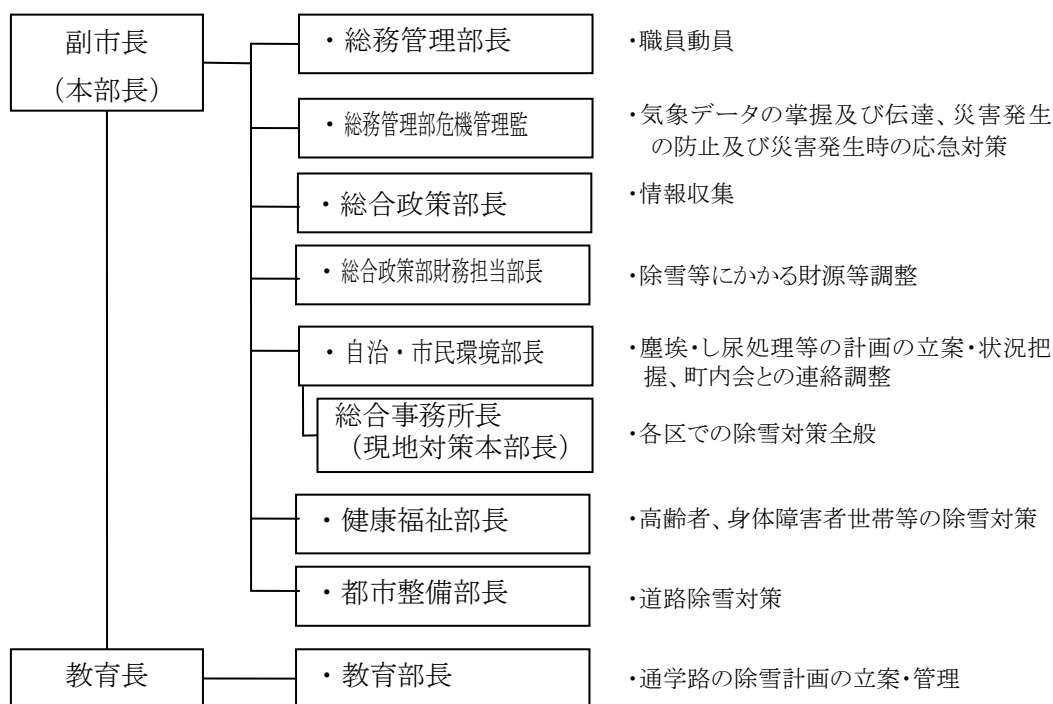
豪雪地帯での冬期積雪期における道路交通の確保は、市民の日常生活や経済活動を維持するために極めて重要な施策となっていることから、国・県及び関係機関と連携を図るとともに、市民の積極的な協力を得ながら、効率的・効果的な除雪作業を実施します。

## 2 体制

除雪に当たっては、上越市除雪対策本部を設置し、除雪・防災等に係る連絡調整を図り、冬期間の円滑な道路交通の確保や雪に起因する災害の防止等を図ります。

なお、災害対策本部を設置した場合はその指揮下に入ります。

### 主な事務分掌



### 3 除雪実施計画

#### (1) 車道除雪

##### ①除雪路線

- ・交通量があるなど、まちの骨格を成す基幹道路で、機械による除雪が可能な市道
- ・通勤・通学道路や、生活必需物資の確保・生産物の搬出入などを行う生活道路で、機械による除雪が可能な市道

##### ②除雪延長

平成 23 年度の車道の機械除雪延長は約 1,700 km で、これを市から業者への貸与車 174 台と、業者所有車 213 台の除雪車により除雪作業を行います。

##### 車道除雪延長

(単位：km、%)

地区名	特1種	1種	2種	3種	計	市道延長	除雪率
合併前上越市	114.84	139.90	393.88	93.93	742.55	931.53	79.7%
安塚区	0.78	6.42	43.22	20.97	71.39	191.62	37.3%
浦川原区	0.00	12.99	47.06	6.81	66.86	132.36	50.5%
大島区	0.00	12.04	20.54	0.46	33.04	93.76	35.2%
牧区	0.00	15.93	29.68	28.16	73.77	133.77	55.1%
柿崎区	8.96	43.63	28.20	42.83	123.62	175.37	70.5%
大潟区	1.64	24.98	38.90	12.74	78.26	150.32	52.1%
頸城区	7.25	46.45	49.64	2.88	106.22	176.70	60.1%
吉川区	0.80	25.00	36.52	23.88	86.20	149.59	57.6%
中郷区	0.00	9.32	6.02	9.15	24.49	100.18	24.4%
板倉区	0.00	27.00	66.20	3.18	96.38	200.18	48.1%
清里区	2.97	18.13	19.85	10.15	51.10	154.21	33.1%
三和区	1.85	27.18	32.22	41.58	102.83	128.72	79.9%
名立区	0.00	20.08	11.30	11.25	42.63	81.91	52.0%
合計	139.09	429.05	823.23	307.97	1,699.34	2,800.22	60.7%

### ③除雪路線区分

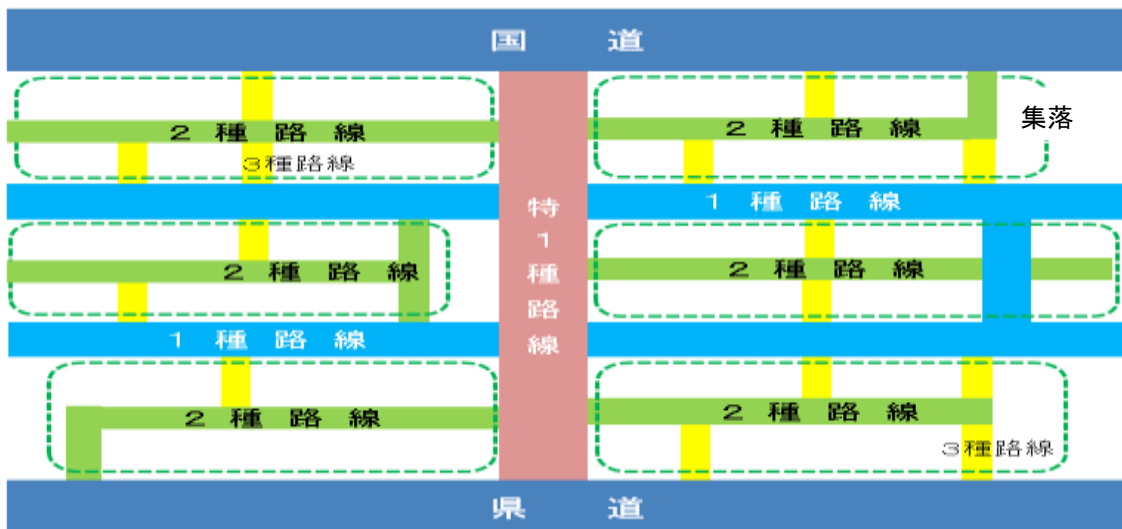
道路除雪は、都市の骨格をなす幹線道路及び地域内幹線道路、地区内の重要路線等に区分し、除雪出動基準により除雪作業を行い、道路交通の確保を図ります。

また、特1種路線のうち救急指定病院・消防署など、市民生活に重要な路線については重点路線として指定し、終日交通を確保することで市民生活と経済活動の円滑化を図ります。

車道除雪路線区分表

区分		路線	除雪目標
特1種路線	重点路線	特1種路線のうち救急指定病院、消防署等、緊急車両が通行する路線並びに市民生活と経済活動に重要な路線として指定する道路。	「終日確保路線」として除雪を行い、通常時、異常降雪時ともに終日交通を確保する。
	幹線路線	国道、県道と一体となって都市の骨格をなす幹線道路並びに地域の幹線道路として指定する道路。	必要な幅員確保を原則とし、異常降雪以外は常時交通を確保する。異常降雪時は、夜間を除き必要な幅員を確保し、交通を確保する。
1種路線		幹線道路に接続する地区内の重要路線として指定する道路。	必要な幅員確保を原則とし、異常降雪時は1車線と待避所を設置する。
2種路線		国道、県道、特1、1、2種路線に接続する地区内道路で機械除雪が十分にできる道路及び代替え路線がある道路。	1車線確保と待避所の設置を原則とするが、状況によっては一時通行不能になる場合がある。
3種路線		国道、県道、特1、1、2種路線に接続する地区内道路。	1車線の幅員確保を原則とするが、異常降雪時は一時通行不能になる場合がある。
狭隘道路		車道幅員（舗装部）が4m以下の道路で、堆雪場が確保され地域と協議が整った道路。	道路幅員に応じ、小型除雪機等での日中除雪等により1車線を確保するが、状況によっては一時通行不能になる場合がある。

除雪路線イメージ図



#### ④除雪出動判断基準

除雪出動にあたっては、次表のとおり出動判断時間の積雪状況によって除雪作業を開始します。

なお、地形条件や降雪状況によっては、次表の基準のほか、随時出動等を判断します。

##### 通常降雪時出動判断基準表

		早朝除雪	午前除雪	午後除雪	夜間除雪
除雪時間帯		2:00～7:00	8:30～12:00	13:00～17:00	20:00～24:00
出動判断時間		2:00	7:00	11:00	17:00
特 1 種 路 線	重点路線	10cm 以上	10cm 以上	10cm 以上	10cm 以上
	幹線路線	10cm 以上	10cm 以上	10cm 以上	10cm 以上かつ 24:00 まで 15cm 以上見込まれる 場合
1 種路線		10cm 以上	10cm 以上かつ 12:00 まで 15cm 以上見込み	10cm 以上かつ 17:00 まで 15cm 以上見込まれる 場合	15cm 以上かつ 24:00 まで 20cm 以上見込まれる 場合
2 種路線		10cm 以上	早朝除雪を行わ なかった場合で 15 cm以上	10cm 以上かつ 17:00 まで 15cm 以上見込まれる 場合	24:00 までに 25cm 以上見込ま れる場合
3 種路線		10cm 以上	早朝除雪を行わ なかった場合で 15 cm以上	10cm 以上かつ 17:00 まで 15cm 以上見込まれる 場合	24:00 までに 25cm 以上見込ま れる場合
狭隘道路		道路状況に応じ個別対応			

※異常降雪時及び朝方近くの降雪では、2 種・3 種路線の除雪が遅れる場合があります。



※参考：降雪の状況による出動パターン

◆早朝除雪を行った後、降雪が続いた場合。

○重点、特1種(幹線道路)、1種路線の除雪

- ・出動基準に応じ除雪を行う。

○2種3種路線の除雪

- ・早朝除雪を基本とする。
- ・早朝除雪を行った場合は、午前除雪は行わない。
- ・午後除雪は出動基準に達した場合行う。
- ・午後除雪を行った場合は、夜間除雪を行わない。

◆朝方からの降雪により降り続いた場合

○重点、特1種(幹線道路)、1種路線の除雪

- ・出動基準に応じ除雪を行う。

○2種3種路線の除雪

- ・早朝除雪を行わず、出動基準に達した場合は午前除雪を行う。
- ・午前除雪を行った場合は、午後除雪を行わない。
- ・午後除雪を行わず基準に達した場合は、夜間除雪を行う。

◆午前中からの降雪により降り続いた場合

○重点、特1種(幹線道路)、1種路線の除雪

- ・出動基準に応じ除雪を行う。

○2種3種路線の除雪

- ・午後除雪は出動基準に達した場合行う。
- ・午後除雪を行った場合は、夜間除雪を行わない。

◆午後からの雪で降り続いた場合

○重点、特1種(幹線道路)、1種路線の除雪

- ・出動基準に応じ除雪を行う。

○2種3種路線の除雪

- ・出動基準に達した場合は、夜間除雪を行う。

◆夕方からの降雪により降り続いた場合

○重点、特1種(幹線道路)、1種路線の除雪

- ・出動基準に応じ除雪を行う。

○2種3種路線の除雪

- ・出動基準に達した場合は、夜間除雪を行う。



## ⑥ 拡幅作業

除雪により道路の幅員が狭くなり、今後の降雪により車道除雪路線区分に掲げる幅員を確保することが困難と見込まれる場合には、道路脇に雪を積み上げる拡幅作業を実施します。



## ⑦ 排雪作業

堆雪により機械による拡幅作業が困難になり、今後の降雪状況によっては、著しく交通の障害が生じるおそれがある場合には、排雪作業を実施します。



## ⑧ 堆雪場の確保

幅員が狭い路線の除雪に当たっては、空き地など堆雪場の確保が重要であることから、町内会・除雪業者・市の3者で協議・確認のうえ、堆雪場を確保します。

## ⑨ 凍結防止剤散布

橋梁や勾配の急な箇所のほか、圧雪がしやすい路線を中心に、凍結防止剤を散布し交通事故防止に努めます。

## ⑩ 地吹雪時の対応

地吹雪対応では、降雪前から地吹雪発生予想箇所の周知を行うとともに地吹雪が予想される時には、市のホームページや防災無線などのほか、各報道機関へも情報提供し、危険予測箇所の周知を図ります。

また、地吹雪発生時には、市のパトロールと業者からの情報のほか、関係機関との情報連絡をもとに早めに通行止めを行い、交通の安全確保を図ります。

## (2) 歩道除雪

### ①除雪路線

・通勤や通学、公共施設使用など多くの市民が利用し、機械除雪が可能な歩道（原則として2m以上の幅員を有する道路）

※歩道がない路線や狭い路線でも車道に一定の幅員がある場合には、車道の拡幅等で歩行者空間を確保します。

### ②除雪延長

平成23年度の歩道の機械除雪延長は約130kmで、これを市から業者への貸与車38台、業者所有車6台の除雪車により除雪作業を行います。

#### 歩道除雪延長

(単位：km、%)

地区名	早朝	日中	計	歩道延長	除雪率
合併前上越市	82.86	5.99	88.85	168.20	52.8%
安塚区	1.75	0.00	1.75	8.94	19.6%
浦川原区	0.87	0.00	0.87	2.33	37.3%
大島区	0.00	0.00	0.00	0.22	—
牧区	0.00	0.00	0.00	1.14	—
柿崎区	1.70	0.00	1.70	6.46	26.3%
大潟区	0.90	1.70	2.60	13.10	19.8%
頸城区	8.68	0.00	8.68	27.38	31.7%
吉川区	3.51	0.00	3.51	7.29	48.1%
中郷区	1.34	0.00	1.34	3.57	37.5%
板倉区	3.58	0.00	3.58	5.42	66.1%
清里区	6.30	0.00	6.30	8.12	77.6%
三和区	6.50	0.00	6.50	10.70	60.7%
名立区	0.70	0.60	1.30	1.63	79.8%
合計	118.69	8.29	126.98	264.50	48.0%

### ③除雪出動判断基準

歩道除雪は、国道及び県道管理者や地元関係者と連携を取りながら各地域の事情に見合った除雪方法により、積雪が10～15cm以上に達したときに除雪を行います。ただし、地形条件等によりこれによりがたい場合は柔軟に対応します。

### ④排雪作業

堆雪により機械除雪が困難な路線及び個所については、車道の排雪に併せ、歩道の排雪を実施します。

## 4 消融雪施設

当市における除雪は、機械による除雪を基本としていますが、日常生活に必要な幹線道路や、積雪が多い地域、人家連たん地域などを中心に、消融雪施設を設置しています。

施設は12月から稼働できるよう、点検・整備するとともに操作方法等を市民に説明し、適切で効果的な施設運用を図ります。

### (1) 消雪パイプ

#### ①延長

平成23年度の市道での消雪パイプ延長は、約70kmです。

#### 消雪パイプ延長

(単位：km)

合併前 上越市	柿崎区	大潟区	頸城区	中郷区	板倉区	清里区	三和区	合計
21.47	1.63	2.16	0.52	21.83	11.17	8.96	2.13	69.87

#### ②消雪施設の集中管理

合併前上越市では、市街地の市道と県道の消雪施設を4ブロックに分け、路面状況に応じた効率的で迅速な消雪パイプの運転を集中管理することで、地下水揚水量の削減を図り、市街地の地盤沈下の防止に努めています。

### (2) 流雪溝

#### ①延長

平成23年度の市道での流雪溝延長は、約17kmです。

#### 流雪溝延長

(単位：km)

合併前 上越市	浦川原区	柿崎区	中郷区	合計
10.49	0.63	0.53	5.06	16.71

#### ②流雪溝の管理・運転

流雪溝を設置している町内に流雪溝ポンプ操作管理者を設け、地域が主体的に管理・運転しています。

また、路線ごとに運転する時間を決め、限られたポンプ等の施設を有効に活用しています。

## 5 雪捨場

降雪状況に応じて、市及び一般市民の排雪に利用できる雪捨場を設置します。開設にあたっては、広報やマスコミなどを通じて、随時、周知します。

## 6 市民への情報提供と協力依頼

除雪作業は市民の協力が必要不可欠であることから、次のように情報提供を行い、理解を得るよう努めます。

### (1) 情報提供

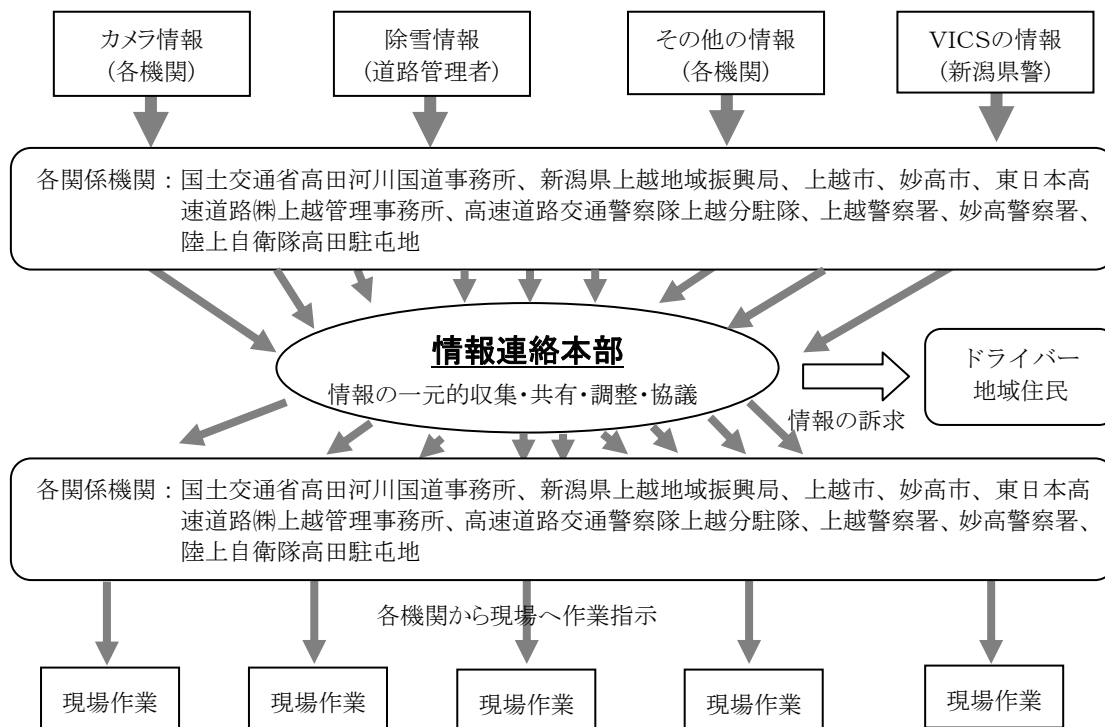
- ・ 除雪事業に対し地域の協力をいただくため、地区別に除雪会議を実施します。
- ・ 広報じょうえつ12月1日号に除雪特集を掲載し、市民に協力を依頼します。
- ・ 市のホームページにより、除雪車の出動状況や降雪予報などを提供します。
- ・ 地吹雪対応では、降雪前から地吹雪発生予想箇所の周知を行うとともに地吹雪が予想される時には、市のホームページなどのほか、各報道機関へも情報提供し、危険予測箇所の周知を図ります。

### (2) 協力依頼

- ・ 玄関前・車庫前の雪は各家庭で処理する。
- ・ 路上に駐車しない。
- ・ 作業中の除雪車には近寄らない。
- ・ 敷地内の雪を道路へ出さない。
- ・ 樹木の枝等が道路上に出ないように庭木等を適切に管理する。

## 7 関係機関との連携

異常降雪などにより幹線道路等で除雪障害の発生、交通事故の頻発、大規模な交通渋滞等が懸念された場合に、国土交通省・新潟県・上越市・妙高市・東日本高速道路(株)・新潟県警察・陸上自衛隊の各機関が、情報を共有し連携して道路交通の確保を図るため、情報連絡本部を設置します。



## 8 共助による地域除雪の支援

除雪車が入らない狭隘な道路や高齢者宅前などを地域の住民が共同で除雪をする場合に、小型除雪機の購入代金の一部を補助します。

### (1) 対象者

市道又は私道の除雪を、5戸以上で共同で行う団体。

### (2) 補助内容

小型除雪機の購入費の40%以内で、1台につき80万円を上限。

※申込件数によっては、全ての要望に対応できない場合があります。

### (3) 対象となる小型除雪機

- ・新品の除雪機であること。
- ・除雪機の機関出力が13馬力級以上であること。